

個人情報保護制度の見直しに係る運用上の主な変更点

※市において独自の取扱いを設けることができず、現行と変更となる主な事項

1 個人情報の定義関係

(1) 死者に関する情報

現行条例	個人情報保護法
◆個人情報に含まれる。 【条例第2条第2号】	◆個人情報に含まれない。 ※遺族の個人情報として保護される場合あり。 【法第2条第1項】

(2) 容易照合可能性

現行条例	個人情報保護法
◆特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 【条例第2条第2号】	◆特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 【法第2条第1項第1号】

2 実施機関関係

(1) 診療所の位置付け

現行条例	個人情報保護法
◆他の実施機関と同じ。	◆原則として、個人情報保護法の民間部門の規律（第4章）が適用される。 ○ 利用目的の特定等、適正取得 ○ 第三者提供制限 など ◆ただし、安全管理措置義務、個人情報ファイル簿の作成・公表、開示請求等の制度については、他の実施機関と同じ公的部門の規律が適用される。 【法第58条第2項第1号】

3 個人情報の収集の原則及び制限

(1) 収集する際の目的の明確化

現行条例	個人情報保護法
<p>◆個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>【条例第 6 条第 1 項】</p>	<p>◆個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>◆利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>◆本人から直接書面により個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>【法第 61 条及び第 62 条】</p>

(2) 本人収集の原則

現行条例	個人情報保護法
<p>◆個人情報は、本人から収集しなければならない。</p> <p>◆ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本人の同意があるとき。 ② 法令等に定めがあるとき。 ③ 出版、報道等で公にされているとき。 ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。 ⑤ 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。 ⑥ 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずるとき。 ⑦ 他の実施機関から外部提供の例外規定に基づいて個人情報の提供を受けるとき。 ⑧ 公益上特に必要があると認めるとき（あらかじめ審議会の承認が必要）。 <p>【条例第 6 条第 3 項】</p>	<p>◆本人収集を原則とする直接的な規定はないが、その趣旨は、次の規定（保有の制限、適正な取得）に含まれるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る。 ○ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 ○ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 <p>【法第 61 条及び第 64 条】</p> <p>※ 本人収集の原則を条例で規定することは許容されない。</p> <p>※ これまで現行条例の「⑧公益上特に必要があるとして審議会の承認を得ていた事項」については、事案に応じて個別判断になるが、いずれの事項も法第 61 条及び第 64 条の範囲内に該当すると解され、引き続き対応できると考えられる。</p>

(3) 要配慮個人情報の収集制限

現行条例	個人情報保護法
<p>◆要配慮個人情報は、収集してはならない。</p> <p>◆ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>① 法令等に定めがあるとき。</p> <p>② 公益上特に必要があると認めるとき（あらかじめ審議会の承認が必要）。</p> <p>【条例第 6 条第 2 項】</p>	<p>◆収集制限に関する明文の規定はないが、収集できる範囲は、次の規定（保有の制限）により概ね同様であるとされている。</p> <p>○ 個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る。</p> <p>○ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>【法第 61 条第 1 項及び第 2 項】</p> <p>※ 要配慮個人情報の収集制限を条例で規定することは許容されない。</p> <p>※ これまで現行条例の「②公益上特に必要があるとして審議会の承認を得ていた事項」については、事案に応じて個別判断になるが、いずれの事項も法第 61 条及び第 64 条の規定の範囲内に該当すると解され、引き続き対応できると考えられる。</p>

4 個人情報の利用及び提供の制限

(1) 利用の制限

現行条例	個人情報保護法
<p>◆個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用してはならない。</p> <p>◆ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>① 本人の同意があるとき。</p> <p>② 法令等に定めがあるとき。</p> <p>③ 出版、報道等で公にされているとき。</p> <p>④ 実施機関の内部で利用する場合であつて、相当な理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。</p> <p>⑤ 個人の生命、財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき。</p> <p>⑥ 公益上特に必要があるとき（あらかじめ審議会の承認が必要）。</p> <p>【条例第 7 条】</p>	<p>◆法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を利用してはならない。</p> <p>◆ただし、次のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を利用することができる。</p> <p>① 本人の同意があるとき。</p> <p>② 事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>【法第 69 条】</p> <p>※ 審議会に意見を聴くことは許容されない。</p> <p>※ これまで現行条例の「⑥公益上特に必要があるとして審議会の承認を得ていた事項」については、事案に応じて個別判断になるが、現時点では、いずれの事項も法第 69 条の規定に該当し、引き続き対応できると考えられる。</p>

(2) 提供の制限

現行条例	個人情報保護法
<p>◆個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。</p> <p>◆ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>① 本人の同意があるとき。</p> <p>② 法令等に定めがあるとき。</p> <p>③ 出版、報道等で公にされているとき。</p> <p>④ 他の実施機関、国、地方公共団体等に提供する場合であつて、相当な理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。</p> <p>⑤ 個人の生命、財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき。</p> <p>⑥ 公益上特に必要があるとき（あらかじめ審議会の承認が必要）。</p> <p>【条例第 7 条】</p>	<p>◆法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を提供してはならない。</p> <p>◆ただし、次のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を提供することができる。</p> <p>① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>② 他の行政機関等に提供する場合において、提供を受ける者が、事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>③ 統計の作成・学術研究の目的のために提供するとき。</p> <p>④ 提供することが明らかに本人の利益になるとき。</p>

	<p>⑤ その他提供することについて相当の理由があるとき。</p> <p>【法第 69 条】</p> <p>※ 審議会に意見を聴くことは許容されない。</p> <p>※ これまで現行条例の「⑥公益上特に必要があるとして審議会の承認を得ていた事項」については、事案に応じて個別判断になるが、いずれの事項も法第 69 条のいずれかの規定に該当すると解され、引き続き対応できると考えられる。</p>
--	---

5 オンライン結合による提供の制限

現行条例	個人情報保護法
<p>◆オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならない。</p> <p>◆ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>① 法令等に定めがあるとき。</p> <p>② 国、地方公共団体等に提供する場合であって、相当な理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。</p> <p>③ 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき（あらかじめ審議会の承認が必要）。</p> <p>【条例第 8 条】</p>	<p>◆オンライン結合による提供の制限はないが、個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること、提供の制限、提供を受ける者に対する適切な管理のための措置要求の規定あり。</p> <p>【法第 66 条、第 69 条、第 70 条】</p> <p>※ 条例でオンライン結合に係る制限を設けることは許容されない。</p> <p>※ これまで現行条例の「③公益上特に必要があること等として審議会の承認を得ていた事項」については、制限がなくなるので、必要な措置を講じた上で引き続き対応できると考えられる。</p>

6 開示請求等に係る代理人

現行条例	個人情報保護法
<p>◆法定代理人のみ</p> <p>【条例第 14 条第 2 項ほか】</p>	<p>◆法定代理人に加え、任意代理人も認められる。</p> <p>【法第 76 条第 2 項ほか】</p>

7 個人情報保護委員会との関係

現行条例	個人情報保護法
なし	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人情報保護委員会は、市に対して、指導、助言、勧告等を行うことができる。 ◆市は、個人情報保護法に基づき条例を定めたときは、個人情報保護委員会に届け出なければならない。 ◆市は、漏えい等が生じたときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。 <p>【法第 156 条ほか及び第 167 条】</p>

8 職員、受託者に対する罰則

(1) 守秘義務違反（職員、受託者）

現行条例	個人情報保護法
◆1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金 【条例第 61 条第 1 項第 1 号及び第 2 号】	◆1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 【法第 180 条】

(2) 正当な理由がない個人情報ファイルの提供（職員、受託者）

現行条例	個人情報保護法
◆1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金 【条例第 61 条第 1 項第 1 号及び第 2 号】	◆2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 【法第 176 条】

(3) 職権を濫用しての目的外収集（職員）

現行条例	個人情報保護法
なし	◆1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 【法第 181 条】